

(案)

契 約 書

1 件 名 令和8年 佐賀県立学校電力供給

2 所 在 地 佐賀県内

3 供 給 期 間
自 令和8年7月 1日
至 令和9年6月30日

4 契 約 単 価 別紙明細書のとおり

5 契約保証金 免除
(佐賀県財務規則第115条第3項第3号)

上記の電気供給について、佐賀県と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の契約約款によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

佐賀県 住 所 佐賀市城内一丁目1番59号

氏 名 佐賀県教育委員会事務局
教育総務課長

受注者 住 所

氏 名

(案)

契約約款

(総則)

- 第1条 佐賀県（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書を内容とする契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、仕様書に基づき甲が使用する電力を需要に応じて契約書記載の供給期間（以下「供給期間」という。）中、甲に安定的に供給するものとし、甲は乙にその対価を支払うものとする。
- 3 甲及び乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 4 この契約に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この約款に定める金額の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 7 この約款及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（請求等及び協議の書面主義）

- 第2条 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾、解除（以下「請求等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、甲及び乙は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、甲及び乙は、既に行った請求等を書面に記載し、これを相手方に交付するものとする。
- 3 甲及び乙は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

- 第3条 甲及び乙は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（使用電力量の増減）

- 第4条 甲の使用電力量は、都合により見込使用電力量を増減することがある。

（契約電力の増減）

- 第5条 甲の契約電力は、最大需要電力により契約電力を増減することがある。

(案)

(使用電力量の計量)

第6条 乙は、毎月月末の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量（前月の計量から当月の計量までの使用電力量をいう。）を甲に通知しなければならない。

2 電力量料金の算定は、前項の使用電力量により行うものとする。

(契約単価の変更)

第7条 契約後において乙の発電事情等に変動をきたし、契約単価を改定する必要が生じたときは、甲乙協議の上これを改定することができる。

(支払)

第8条 乙は、第6条第1項の計量の通知後、当該月に係る電気料金の支払いを請求することができる。

2 前項に規定する電気料金は、基本料金（別紙明細書の基本料金単価に契約電力を乗じて得た額）、電力量料金（別紙明細書の電力料金単価に当該月における使用電力量を乗じて得た額）、九州地区の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費等調整額を加算した合計額及びその他料金を考慮した額とし電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件による。

3 前項の基本料金は、当該月の力率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しするものとする。

4 甲は、第1項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に電気料金を支払わなければならない。

但し、乙の標準供給条件（以下「供給条件」という。）に「支払期日」の定めがある場合は、供給条件により電気料金を支払うものとする。

5 甲の責めに帰すべき事由により、前項の規定による支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

但し、前項但し書きの場合は、供給条件の定めにより算出した額を甲に請求することができる。

コメントの追加 [一松1]: 契約時の政府契約の支払い遅延に対する遅延利息の率に準じます

(甲の解除権)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 天災その他不可抗力によらないで、電力の供給をする見込みがないと認められるとき。
- (2) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

(案)

- 2 乙は、前項の規定により契約が解除された場合においては、当該解除の日から供給期間満了の日までに係る契約電力及び予定使用電力量に契約単価を乗じて得た総額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 甲は、契約期間の間、第1項の規定によるほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- 4 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(乙の解除権)

- 第10条 乙は、甲が契約に違反し、合理的な期間内に違反を解消しないときは、契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

(解除の効果)

- 第11条 契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する甲及び乙の義務は消滅する。
- 2 甲は、契約が解除された場合において、甲が既に電力の供給を受けている場合は、当該供給に相応する電気料金を乙に支払わなければならない。
- 3 前項の電気料金は、甲乙協議して定める。

(佐賀県財務規則等の遵守)

- 第12条 乙は、この契約書に定めるもののほか、佐賀県財務規則その他関係法令の定めるところに従わなければならない。

(特約事項)

- 第13条 この契約は、地方自治法第234条の3の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算において減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(補足)

- 第14条 この約款に定めのない事項については、乙の定める標準供給条件（九州電力管内）に準ずるものとし、必要に応じて甲乙協議して定める。